

専任教員講習会開催指針案の修正について(修正箇所:黄色ハイライト)

2協会申請書(差替え提出版) ST 指定規則改正案 2021.11.02 別表差替え版	再修正(案)
<p>■別添資料 16-1:専任教員養成講習会の開催指針(案)</p> <p>言語聴覚士専任教員養成講習会の開催指針(案)</p> <p>(略)</p> <p>4. 講習会における教育内容 別添1の教育内容及び目標を標準とすること。 ※各区分の単位数及び時間数は参考値とすること</p> <p>5.教育におけるテーマ(教育内容) 専任教員養成講習会におけるテーマ、次の 1)～○)に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて○)及び○)に掲げる項目を加えること。 1)基礎分野、2)教育基礎分野、3)教育方法、4)臨床実習教育、5)管理と運営</p>	<p>■別添資料 16-1:専任教員養成講習会の開催指針(案)</p> <p>言語聴覚士専任教員養成講習会の開催指針(案)</p> <p>(略)</p> <p>4. 講習会における教育内容 別添1の教育内容及び目標を標準とすること。 ※各区分の単位数及び時間数は参考値とすること</p> <p>5.教育におけるテーマ(教育内容) 専任教員養成講習会におけるテーマ、次の 1)～6)に掲げる項目を含むこと。 1)基礎分野、2)教育基礎分野、3)教育方法、4)臨床実習教育、5)研究方法、6)管理と運営</p> <p>6. その他の要件 (1)大学等において既に履修した科目については、免除することができること。 (2)以下の講習会等を修了した者については、一部科目を免除するとともに、講習会等を実施する者は、一部科目を免除したプログラムの講習会を実施することが可能であること。 ・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会 ・言語聴覚士臨床実習指導者講習会</p>

・(一社)全国リハビリテーション学校協会、(一社)日本言語聴覚士協会が実施する研修等のうち、厚生労働省が指定した研修等

(3) eラーニングにより実施する場合には、当該科目の単位認定結果を確認し修了を認めること。

(4) 科目の評価については、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、修了を認めることが望ましいこと。なお、特に重要となる専門分野科目のみの評価も可能であること。

(5) 単位、時間数の考え方は、大学設置基準(第二十一条第二項の規定)に準ずること。

7. 講習会の修了

講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

なお、修了証書については、様式1とすること。

(略)

6. 講習会の修了

講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

なお、修了証書については、様式1とすること。

(略)